⑻　工場エネルギー管理システム

判断基準中目標及び措置部分の１　エネルギー消費設備等に関する事項の⑻工場エネルギー管理システムの項目で規定する目標及び措置の実現に資する設備等の具体例としては、次に掲げる設備等が有効であることから、中長期的な計画の作成における検討対象として掲げるものである。

設備・システム・技術名	具　体　的　内　容	導入の可能性のある業種・工程
エネルギー消費原単位管理機能	時間別原単位をリアルタイムでグラフ化し、原単位が悪化している時間帯を顕著にさせる機能。	全工程
総合エネルギー管理システム	主要設備ごと、設備群ごと、ラインごと等のエネルギー管理に必要となる設備の監視機能、操作制御機能、記録機能及び設備管理機能等が必要度に応じて組み込まれたもの。	全工程

⑼　余剰蒸気の活用等

判断基準中目標及び措置部分の２　その他エネルギーの使用の合理化に関する事項の⑵余剰蒸気の活用等の項目で規定する目標及び措置の実現に資する設備等の具体例としては、次に掲げる設備等が有効であることから、中長期的な計画の作成における検討対象として掲げるものである。

設備・システム・技術名	具　体　的　内　容	導入の可能性のある業種・工程
廃圧回収タービン	高圧又は大容量の流体の背圧を膨張タービンを用いて回収するもの。	石油製品・石炭製品製造業、化学肥料製造業の反応工程
発電リパワリング設備	既設の汽力発電設備にガスタービンを付加し発電出力の増加と排ガス廃熱を回収し、既設の汽力発電設備に利用するもの。	汽力発電設備を使用する全業種
混圧タービン	プロセス側で圧力の異なった蒸気が発生する場合にタービンの途中段から別の外部蒸気を混入させ、１台の蒸気タービンで動力の変換を行えるもの。	自家発電装置を使用する全業種
高効率ガス分離装置	製造工程から発生する副生ガスを回収し純度80%以上のガスを分離するもの（圧力スウィング吸着式、膜分離式、熱スウィング吸着式）。	石油製品・石炭製品製造業、化学肥料製造業、油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業の反応工程、蒸留・蒸発・濃縮工程、廃棄物処理工程
蒸気減圧弁代替小型動力回収装置	減圧弁の代わりに設置し、蒸気の減圧エネルギーを用いて小容量であっても効率よく発電又は動力回収を行う装置。	蒸気を使用する全工程

⑽　未利用エネルギーの活用

判断基準中目標及び措置部分の２　その他エネルギーの使用の合理化に関する事項の⑶未利用エネルギーの活用の項目で規定する目標及び措置の実現に資する設備等の具体例としては、次に掲げる設備等が有効であることから、中長期的な計画の作成における検討対象として掲げるものである。

設備・システム・技術名	具　体　的　内　容	導入の可能性のある業種・工程
廃棄物、廃液のガス化・液(油)化・固形燃料化装置	廃棄物、廃液をガス化、液（油）化又は固形燃料化する装置。	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、石油製品・石炭製品製造業、化学肥料製造業、油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業の廃棄物処理工程
廃棄物、廃液のガス化・液(油)化・固形化燃料による熱利用・発電装置	廃棄物、廃液をガス化、液（油）化又は固形燃料化し、ボイラーにて燃焼させることによって蒸気を発生させ動力に利用するもの若しくは発電を行うもの又はガスタービンを用いて発電を行うもの。	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、石油製品・石炭製品製造業、化学肥料製造業、油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業の蒸気・電動力発生工程
排水嫌気処理メタンガス有効利用システム	嫌気排水処理設備から発生するメタンガスを燃料電池設備等へ利用するシステム。	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業
温度差エネルギー利用システム	工場近傍にある工場温排水、下水、河川水、海水、地下水等の温度差エネルギーを効率の良いヒートポンプで回収し、プロセス冷却・加温、空気調和、給湯に利用するシステム。状況により熱回収率及びシステムの運転効率の向上を図り得る蓄熱槽の設置が有効。	全業種
残圧利用発電装置	水落差、残水圧利用による水車発電装置。	残圧利用できる全工程

２　特定業種

特定事業者のうちエネルギー使用量の多いパルプ製造業及び紙製造業、石油化学系基礎製品製造業、セメント製造業並びに鉄鋼業に分類される業種に属する事業の用に供する工場を設置しているものによる中長期的な計画の作成に当たっては、以下の事項を検討することにより、その適確な作成に資するものである。

⑴　パルプ製造業及び紙製造業

パルプ製造業及び紙製造業については、主要な工程であるパルプ化工程（クラフトパルプ（ＫＰ）、機械パルプ、古紙パルプ）、抄紙工程（紙・板紙）、動力工程及びその他の主要エネルギー消費設備に関し、判断基準中目標及び措置部分の実現に資する設備等の具体例としては、別表１に掲げる設備等が有効であることから、中長期的な計画の作成における検討対象として掲げるものである。

⑵　石油化学系基礎製品製造業

石油化学系基礎製品製造業については、ナフサ分解プラントにおける主要な工程であるナフサ分解工程、高温分離工程、圧縮工程、冷凍圧縮工程、低温分離工程及びその他の主要エネルギー消費設備並びにその他のプラントにおける加熱炉、反応操作、圧縮操作、蒸発操作、分離操作及びその他の主要エネルギー消費設備に関し、判断基準中目標及び措置部分の実現に資する設備等の具体例としては、別表２に掲げる設備等が有効であることから、中長期的な計画の作成における検討対象として掲げるものである。